

## 新潟市消防局事務分掌要綱

新潟市消防局組織規則（昭和51年新潟市規則第49号）第2条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

### 企画人事課

#### 企画係

- (1) 組織及び総合企画に関すること。
- (2) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 消防広報に関すること。
- (6) 消防統計に関すること。
- (7) 消防音楽隊の運営に関すること。
- (8) 全国消防長会の事務に関すること。
- (9) 局の他の課及び課内他の係の所管に属しないこと。

#### 人事育成係

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関すること。
- (2) 職員の採用及び昇任の試験及び選考に関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 職員の恩給及び退職年金に関すること。
- (5) 職員、消防作業従事者等の公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の配置及び勤務に関すること。
- (7) 職員の市外出張に関すること。
- (8) 職員の教養及び研修に関すること。
- (9) 職員の保健衛生に関すること。

- (10) 職員の福利厚生に関すること。
- (11) 表彰事務に関すること。
- (12) 消防職員委員会に関すること。
- (13) 職員の履歴、在職、資格等に係る証明に関すること。

## 総務課

### 経理係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 職員の給与、旅費、退職手当及び児童手当の支給に関すること。
- (4) 職員の給貸与品に関すること。
- (5) 物品の購入及び供給に関すること。
- (6) 起債及び国庫補助等に関すること。
- (7) 業務委託契約等の締結に関すること。
- (8) 課内他の係の所管に属しないこと。

### 施設係

- (1) 財産の取得、処分及び維持管理に関すること。
- (2) 消防施設（他課の所管に係るものを除く。）の建設及び改修に関すること。
- (3) 業務委託契約等（施設に関するものに限る。）の締結に関すること。
- (4) 庁中取締り及び庁舎管理に関すること。
- (5) 収入及び支出（施設に関するものに限る。）に関すること。

## 予防課

### 予防企画係

- (1) 火災予防に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 火災予防に係る広報に関すること。
- (3) 火の使用制限（規制指導課の所管するものを除く。）及び住宅用防災機器

の設置等に関すること。

- (4) 催しに関すること。
- (5) 防火管理者及び防災管理者の資格取得講習に関すること。
- (6) 予防企画係の所管に係る防火協力団体の指導育成に関すること。
- (7) 市民防火相談に関すること。
- (8) 課内他の係の所管に属しないこと。

#### 火災調査係

- (1) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (2) 災害（火災を除く。）の損害調査に関すること。
- (3) 火災その他の災害の統計に関すること。
- (4) 火災調査技術の研究及び指導に関すること。
- (5) 火災調査資機材の保守及び管理に関すること。

#### 規制指導課

##### 査察是正係

- (1) 査察に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 査察技術の研究及び指導に関すること。
- (3) 所管法令に係る査察及び違反処理に関すること。
- (4) 防火及び防災管理に関すること。
- (5) 所管法令に係る統計に関すること。
- (6) 課内他の係の所管に属しないこと。

##### 設備係

- (1) 建築に係る許可、認可又は確認の同意に関すること。
- (2) 消防用設備等の着工届及び設置届に関すること。
- (3) 消防用設備等の検査に関すること。
- (4) 火気使用設備等に関すること。

- (5) 火の使用制限（喫煙等に関することに限る。）に関する事。
- (6) 消防用設備等の基準及び避難管理に関する事。
- (7) 防火対象物に係る証明に関する事。
- (8) 所管法令に係る統計に関する事。
- (9) 設備係の所管に係る防火協力団体の指導育成に関する事。

#### 危険物係

- (1) 危険物の規制に関する事。
- (2) 危険物流出等の事故調査に関する事。
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に関する事  
（危機管理防災局の所管するものを除く。）。
- (4) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する事。
- (5) 所管法令に係る統計に関する事。
- (6) 危険物係の所管に係る防火協力団体の指導育成に関する事。

#### 保安係

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事。
- (2) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する事。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する事。
- (4) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）に関する事。
- (5) 所管法令に係る統計に関する事。

#### 警防課

##### 警防救助係

- (1) 警防に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 災害活動組織、出動計画及び部隊運用に関する事。

- (3) 警防本部の運用に関する事。
- (4) 災害現場の指揮及び指揮支援に関する事。
- (5) 総合的な消防訓練に関する事。
- (6) 消防地理水利に関する事。
- (7) 消防相互応援に関する事。
- (8) 緊急消防援助隊に関する事。
- (9) 他の防災機関との連絡調整に関する事。
- (10) 訓練施設に関する事。
- (11) 課内他の係の所管に属しない事。

(特別高度救助隊)

- (1) 特別高度救助隊に関する事。
- (2) 救助技術の研究及び訓練に関する事。
- (3) 救助に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 救助統計に関する事。
- (5) 国際消防救助隊に関する事。
- (6) 各署救助隊への訓練指導に関する事。

装備係

- (1) 消防機械器具の配置及び保守管理に関する事。
- (2) 自動車用燃料その他の油類の管理に関する事。
- (3) 消防機械器具の操作技術の指導に関する事。
- (4) 自動車の運転及び整備技術の指導及び養成に関する事。
- (5) 安全運転管理及び交通事故処理に関する事。

消防団係

- (1) 消防団員の任免に関する事。
- (2) 消防団に係る規程の制定又は改廃に関する事。

- (3) 公印の管理に関する事。
- (4) 消防団施設の設置及び維持管理に関する事。
- (5) 消防団機械器具の配置及び保守管理に関する事。
- (6) 消防団の予算及び決算に関する事。
- (7) 消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する事。
- (8) 消防団員の退職報償金に関する事。
- (9) 消防団員の給貸与品に関する事。
- (10) 消防団員の公務災害補償に関する事。
- (11) 消防団の表彰事務に関する事。
- (12) その他消防団に関する事。

## 救急課

### 救急管理係

- (1) 救急に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 救急統計及び救急情報に関する事。
- (3) 救急装備に関する事。
- (4) 救急医療体制に関する事。
- (5) 患者等搬送事業に関する事。
- (6) 課内他の係の所管に属しない事。

### 救急指導係

- (1) 救急活動に関する事。
- (2) 応急手当に関する事。
- (3) 救急教育及び救急訓練に関する事。

### (高度救急隊)

- (1) 救急教育及び救急訓練に関する事。
- (2) 救急ステーションに関する事。

## 指令課

### システム管理係

- (1) 指令システムの企画、研究開発及び保守管理に関すること。
- (2) 無線通信に係るシステムの企画、研究開発及び保守管理に関すること。
- (3) 画像伝送システムの企画、研究開発及び保守管理に関すること。
- (4) 通信指令施設の企画、研究及び保守管理に関すること。
- (5) 消防無線局に関すること。
- (6) 課内他の係の所管に属しないこと。

### 指令第1係、指令第2係及び指令第3係

- (1) 火災、救急、救助その他の災害の受信及び出動指令に関すること。
- (2) 消防隊等の指令管制に関すること。
- (3) 無線通信の運用管理に関すること。
- (4) 指令管制業務の記録及び統計に関すること。
- (5) 消防活動に係る気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (6) 消防指令管制センターの運用管理及び広報に関すること。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。